四　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令、同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理に係るものに限る。）。

五　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

3　食品表示対策室に、室長を置く。

第九条～第十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十二号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（経理室並びに企画官、人事調査官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　［略］ ［2～6　略］ 7　企画官の定数は、併任の者を除き二人と、人事調査官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化企画官の定数は一人とする。	（経理室並びに企画官、人事調査官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　企画官の定数は、併任の者を除き一人と、人事調査官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化企画官の定数は一人とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第四号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄